

配偶者居住権

相続を考えている、ある家族の会話

はじめに

「相続リスト」を作成して、ほっとしたが、気にかかる事が浮かんだ、おじいさん、どうやら、新しく施行される「配偶者居住権」についてのお話のようです。おじいさんと息子さんが、どんな、お話をしているのか聞いてみましょう

登場人物

被相続人：おじいさん
妻：おじいさんの妻
子：おじいさんの長男
行政書士：かかりつけ書士のあずきさん

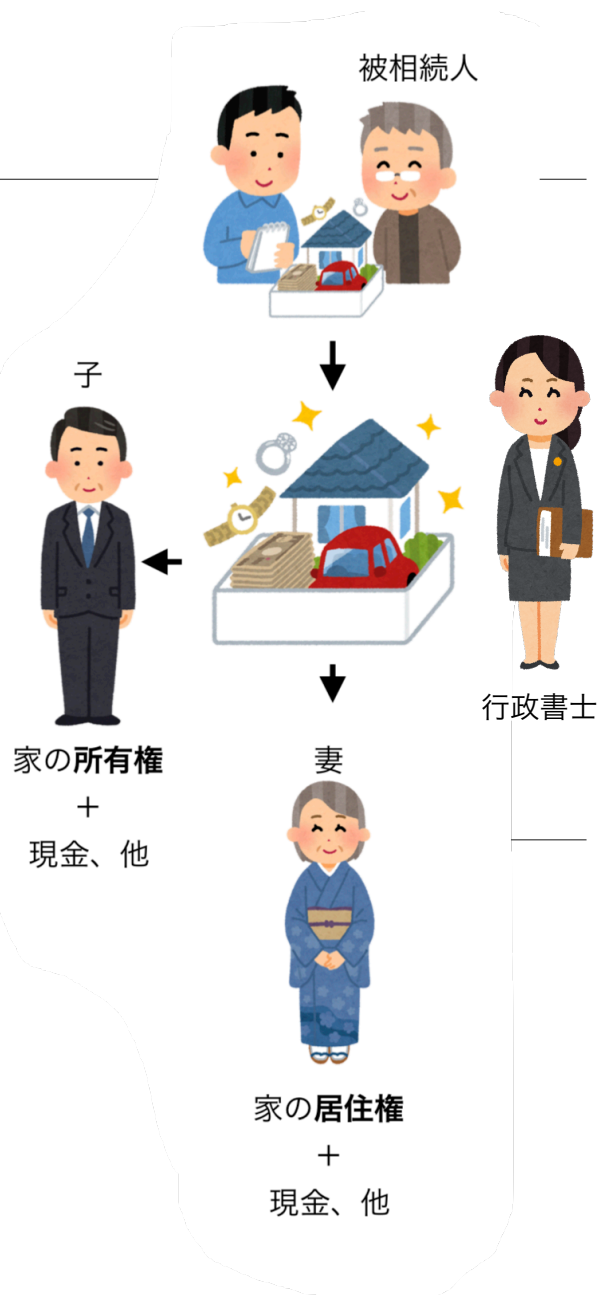
背景

おじいさんは、おばさんと長男にもっと喜ばれる相続が出来ないかと思案しております。
例) 右記の相続図を元に下記の条件を例にします。

条件

総額5000万円の相続
相続者：妻及び子
遺産が自宅2000万円及び預貯金3000万円
妻と子の相続分=1：1

上記の条件で相続を考えた結果
妻：自宅2000万円+預貯金500万円
子：預貯金2500万円



不安なこと

ここで、おじいさんに不安がよぎります。妻の預貯金500万円では、「この先、住む場所はあるけど、生活費が不足しそうで、生涯この家で過して欲しと願っています」さて、どうしましょう。

お話の様子

出演者	会話
おじいさん (被相続人)	相続の事で気がかりがあるんだ。 おあばさんが住む家の事でな。
子 (被相続人の子)	なんですか？ 住む家の相続先は、おばあさんですよ。
おじいさん	そうなんだが、相続するのは「家だけ」なんだ。
子	そうですね。なにか不安でも。
おじいさん	今後も安心して生活するための、現金を相続リストにしてないんだ。
子	たしかに、まだこの先長いからね。いまの預貯金だけでは、不安だね。
おじいさん	しかし、家を分けて、「現金+家」の相続はできないよね。 どうにかしたもんかな。
子	ウ～ん、そうだね、おばあさんには、生涯ここに住んでもらいたいしね。 いい方法が無いかな
行政書士	こんにちは、 (そこにいつも相続相談にのってもらっている、行政書士のあずきさんが見えました。)
子	実は、……。と言うことで困っているんです。
行政書士	なるほど、このお話から、ご心配されている内容は分かりました。 これからもおばあさんに「安心して」住んで頂くには、家本体とある程度の現金を合わせた、相続が必要です。
子	あずきさん、よい知恵を拝借できませんか。
行政書士	大丈夫ですよ。 現状の法律では、家の「所有権と居住権」を分けて相続ができません。しかし、 2020年4月1日より施行される「配偶者居住権」の新設がされるんですよ。
おじいさん	なんですか、「配偶者居住権」の新設とは。
行政書士	はい、「配偶者は、遺産分割において配偶者居住権を取得」することで、現金と住まいの両方を上手く相続できて、この先も安心して暮らせる制度です。
子	この制度は、子には、何が相続されるんですか。
行政書士	「負担付き所有権」が相続されます
子	配偶者の生活配慮した内容ですね。
おじいさん	ホッとしたよ、よかった。 これで、家族みんな安心して住んで行けるよ。 ありがとう、あずきさん。